

「御林境目分間野帳」に見る天城山御林の江戸末期における区域

井出雄二（元東京大学大学院）

伊豆半島の天城山は、江戸時代、幕府直轄領「御林」であり、江戸への炭の一大供給地として機能していた。当時の森林実態を知るには、御林の実際の区域を知る必要があるが、地図、絵図など明確な資料は知られていない。しかし、幕府は、御林の境界に「定杭（じょうぐい）」を設置して、区域を管理していたことが当時の文書に記されている。本稿では、静岡県西伊豆町の奥田家所蔵の「御林境目分間野帳写」、すなわち境界測量野帳から境界図を作成し、御林の一部区域を特定した。この図と御料林時代および現在の国有林の区域と比較し、御林の境界が明治以降も、御料林、国有林へと引き継がれたことを明らかにした。また、別の古文書に記されたいくつかの字の具体的な場所を特定した。

キーワード：伊豆半島、幕府領、測量、図化、境界

I はじめに

筆者らは、これまで伊豆半島天城山の森林成立過程の研究により、過去の森林の取り扱いが現在の森林のあり方に大きな影響を与えていていることを明らかにしてきた（黄・井出 2003 など）。江戸時代、幕府の直轄領「御林」であった天城山は、炭の一大供給地として機能しており、江戸末期にはオーバーユース状態に陥っていたことが、管理者であった葦山代官所の文書（江川家文書）から知ることができる（飯島・河野 1969、浅井 1970、井出ら 2013）。

古文書の情報から植生状態を知るには、「字」の場所の特定が必須であるが、手掛かりは乏しい。特に、天城山御林は明治以降、官林、御料林、国有林と一貫して国有地として引き継がれ、林班単位での森林管理が行われたため、江戸時代の字名は一部歩道名などに残るのみで多くは失われてしまった。そのため、その位置を特定することは困難であり、井出ら（2013）は、史料 1（本文末「引用史料」参照、以下同様）記載の字の場所を、主に国有林の計画図に記録された地名を手掛かりとして推定している。

ところで、江戸時代、山林の管理には、現地を見取りで描き、字名などを記載した山絵図を用いていたと考えられる。史料 2 に、「天城山御林内之儀ニ付而相尋取儀有之候間御林山絵図持參宮内村旅宿仕被罷出候...」と普請役から山守への指示があり、天城山御林でも管理のために山絵図が使用されていたことがわかる。

一方、文政年間には、各地で城下や各藩内について分間（測量）による絵図作成がおこなわれていた（平井ら 2012）。天城山においても、史料 3 に「右分間繪図面之儀者丑年之野帳ニ引合改候ニ付此度者新規繪図面等ふ相仕立候積り」と、分間に基づく絵図面の存在が記されている。実際、元禄 11（1698）年から、明治初期まで約 180 年間、天城山仁科口の御林守を務めた、静岡県賀茂郡西伊豆町の奥田家には「御林境目分間野帳写（おはやしさかいめぶんけんやちょううつし）」（史料 4~8、以下「分間野帳写」）が残されており、境界測量が行われていたことが明らかである。

本論文では、この分間野帳写に基づいて、江戸末期における御林の区域を明らかにした。また、明治以降国有地となってからの境界と比較し、変遷を考察した。さらに、史料記載の御林周りの字の位置を特定した。

II 史料および方法

本章では、測量図の作成および字の位置確定に用いた史料の解釈の仕方を説明する。用いた分間野帳写は表-1 に示す 4 点である。

このうち、保存状態がよく、静岡県歴史文化情報センターに写が保管され、閲覧が容易である A、B を中心に判読を行い、不明確な点については隨時 C、D を参照した。なお、後述のように両史料の作成時期には約 10 年の開きがあるが、B と D の定杭の本数に違いないこと、B に文政 12 年の野帳と照合したことが記

表-1. 測量図の作成および字の位置確定に用いた史料

記号	表題	年代	史料番号*
A	寅三月 御林境目分間野帳写 犬野口	不明	4
B	安政四年 天城山 御林境目再分間野帳書上 巳正月 仁科口	安政 4（1857）	5
C	寅三月 御林境目分間野帳写 犬野口	不明	6
D	寅三月 御林境目分間野帳写 仁科口	不明	7

*本文末「引用史料」参照

IDE Yuji

Area of Amagi Ohayashi, a Shogunate forest estimated from historical documents of ambient survey at the end of Edo era.
ide@es.a.u-tokyo.ac.jp

されていることから、A、Bを一連のものとして扱った。

まず、分間史料について作成年代の検討と史料の位置づけを行った。次いで、分間野帳写を判読し、記載事項ならびに測量の計測単位を確認した。

さらに、記載内容を杭番号順に、測量データとして表計算ソフト Excel に入力した。方位、斜距離、高低角を現在の単位に換算し、コンパス測量の方法に従って座標を算出し、Excel のグラフ機能を用いて御林の境界図を作成した。なお、A では、108 番から仮杭と番外杭を設けて、狩野川本谷左岸の百姓山境を測量しており、測点が閉じているため、この部分のみ閉合誤差配分を行った。

また、作成した境界図と御料林時代（帝室林野局 1915）および現在の国有林（関東森林管理局 2007）の境界図とを比較しその変遷について検討した。

最後に、分間野帳写記載の字名を御林境界図中に示すことにより、境界付近の字の位置を特定した。

III 結果および考察

1. 分間史料の年代および位置づけ

史料の年代について、Bには作成年が記載されているが、A、C、Dには「寅三月」とだけある。Aには調査日が記されており、文政12年12月27日から文政13年1月10日の間に分間が行われたことがわかる。すなわち、Aの「寅三月」は文政13(1830)寅年3月として間違いない。A、C、Dは、この時の分間野帳を、その時期は不明であるが書き写したものと考えられる。堇山代官所役人の御林管理についての上申書である史料3に、「...一右御用序御林境定杭材腐之分打直之儀...文政十二年
境杭打直し被仰付候節之分間野帳ニ引合打直方被取計候様可仕...」とあり、文政12(1829)年に分間が行われたことは明らかである。

一方、Bについては、他に仁科口分の「寅三月」の写Dが存在し、表書きに「再分間」とあり、また野帳の最後に「前書之通り豆州天城山御林境御定杭文政十二丑年御境御改御座候節之御分間野帳ニ相引合尚天保十一子年再分間御座候野帳寫奉書上候処相違無御座候...」とある。これらから、天保11（1840）年に分間が再度実施されており、Bはその時の野帳に基づいて安政4（1857）年に作成されたものと考えられる。

この時代の分間の多くが、山論などに対応する「廻り検地」のためものであり（鳴海、2007），分間野帳写にみるような、広大な山地の森林境界測量の記録は珍しい。

天城山御林は、流域ごとに、大見口、狩野口、仁科口、河津口の四口に分け、それぞれに御林守を置き、御林周囲に定杭 786 本を設置して、民地との境を管理していた。

(東京営林局 1964a)。文政4(1821)年の奥田家文書には、この時以前に既に定杭が設置されていたことが記されている(東京営林局 1964b)。しかし、杭の位置について正確な方位や距離の記載は見られず、御林境全体を網

羅する詳細な記述は、分間野帳写が初めてである。

前述（史料2）のとおり絵図面は実際の森林管理に用いられていた一方、その野帳の写しは「定杭」の位置確認に利用されていた（史料3）。当時、分間はもっぱら絵図作成のために行われ、野帳にはその手がかりとなる、山や河川などの目標物の大きさや方角が記録されている（鳴海、2007）。しかし、分間野帳写では、渡河地点は多く記述されているものの、その他の目標物についての記述は多くない。このことからも、写しがもっぱら定杭管理に用いられたものであることが伺われる。

2. 史料に記載された事項の検討

以下に判読した A の一部を示す。

十二月廿七日		
大見口境迄		
壱番		
字大くすは	狩野口	
一 申九分五厘		
貳拾五度四十分	下り拾五間	
貳番		
一 申七分三厘		
貳拾七度	下り貳拾壹間	
・・・・・・・・・・(省略)・・・・・・・・・・		
貳百七拾五番		
一 酉貳分	長百壹間	
貳百七拾六番狩野口留杭		
仁科口壱番へ		
一 午五分	長拾壹間	

記載事項のそれぞれは以下を示すと考えた。冒頭の日付は調査日、次いで分間開始地点、杭番号、杭のある字名と流域名である。続く「ひとつがき」では、申九分五厘など次の杭までの方位、次の度、分は高低角を、最後の上り、下り～間は、測点間の上下関係と斜距離である。傾斜がない場合の距離は長～間と記されている。なお、換算に当たり 1 間は 1.818mとした。

杭の数は、狩野口 276 本 (A)、仁科口 204 本 (B)、全 480 本であり、内 42 杭に字名の記載があった。

方位は十二支（1 支=30 度）であらわされ、各方位を十等分（1 分=3 度）したうえ、さらに、十等分（厘=0.3 度=18 分）した目盛りが用いられている。十二支法では北は子であるが、鳴海（2007）は、江戸時代の方位磁針には、磁北を子 0 分とするものと子 5 分とするものがあると述べている。本稿では、鳴海（2007）に倣って子 0 分を磁北とした。しかし、分間野帳には 0 分という記録は見当たらず、唯一、B の十九番杭の方位に「未頃」とあり、これは「未 0 分」すなわち 210 度を表すとした。

高低角には「度、歩」が用いられている。江戸時代 1 度より小さい単位として、1 度を 60 分割した値を 1 分とするのが普通であったが、1 度を 100 分割する方式も用いられていた（松崎 1979）。「分間野帳」の内、1 度以下の値が読み取られている記録は全 69 個所あり、最大は 40 歩、最少は 4 歩であり、40 より大きな値がないことから、100 分割は考えにくい。そのため、野帳では 1 度を 60 分割した値を 1 歩としたものと考えた。

3.測量図（境界図）の作成

以上に基づいて、「分間野帳写」から起こし、作図に用いたデータの一部を表-2 に示す。

作図の結果、狩野口で一部測量線が交差する部分と不自然な屈曲が認められた。C を参照したところ、98 番杭の方位が A とは異なっていた。そこで、C に従って、その方位を巳から戌に変更したところ、交差などが解消されたため、A の誤記であると判断した。なお、A と B は仁科口 1 番杭を共有するため、測量線は連続したものとなる。

作成した狩野口、仁科口の御林の境界図を図-1 に示す。図の範囲は、東西 11,435m（狩野口 1 番より仁科口 50 番まで）、南北 13,503m（狩野口 276 番より仁科口 193 番）であり、総測量距離は水平距離で 49,175m であった。

4.御料林および国有林の境界との比較

図-2 に大正 4 年の天城山御料林の境界を、また、図-3 に現在の天城山国有林の境界を示す。図-2 と図-3 では、いくつかの区間で変化が見られるものの、おおよその輪郭は変わっていない。また、御林の境界（図-1）は、図-2、3 の破線①、②で区切った、東西約 11.4km、南北約以 13.7km の区間に相当する。図-3 では、図-1、2 と比べて③の部分が欠けているが、これは昭和 24 年の農地局への移管により減少した部分である（伊豆森林管理署 私信）。これを除くこの区間の形状は、3 者で概ね一致している。

これらのことから、江戸時代における御林の境界が、今日の国有林の境界とほぼ一致し、明治以降も江戸時代の土地支配が引き継がれたと見ることができる。

天城山御林 4 口の内 2 口のみの記録から、全体を推測することは難しいが、江戸時代の文書にある天城山御林に関する記事が、おおむね現在の国有林の範囲内の出来事であったと考えてよいだろう。

5.分間野帳等に出現した字および位置

狩野口 19 字（1 字判読不能）、仁科口 23 字が記載されており、図4 に、字名をそれぞれの杭位置に示した。

「天保九年 天城山御見分書上控帳」（史料 9）には、御林の 172 字について植生状態が記録されており、このうち、字名に a を付した、狩野口の 7 字、仁科口の 18 字の位置が判明した。また、史料 7 に記されていない字

名のうち、字名に b を付した松山、奥野、與市坂、木戸際、岩尾の字名は、「天城山御林改木数字限仕訳帳」（史料 1）に見られ、その場所は、井出ら（2013）の推定とほぼ一致していた。

IV まとめ

江戸時代末期（1830-1840 年）に作成された、天城山御林の境界測量記録である分間野帳に基づき、御林の形状を復元した。その結果、御林周囲のほぼ半分の区間にについて、境界の位置を正確に知ることができた。そして、その形状や位置が、江戸時代以降も国有地としてほぼそのまま引き継がれていることを明らかにできた。また、野帳に記された字名から、具体的な場所の特定が難しかった、古文書に記載の字の場所を特定する手掛かりを得ることができた。今後、天城山の森林史研究の基本情報としての活用が期待される

謝辞

静岡県西伊豆町の奥田博氏には、所蔵文書の閲覧および論文への使用許可をいただいた。また、資料の閲覧、複写の便宜をいたいた、林野庁伊豆森林管理署および静岡県歴史文化情報センター厚くお礼申し上げる。本研究は JSPS 科研費（18K05720）の助成を受けて行った。

引用史料

1. 江川家文書*（文化 8, 1811）天城山御林改木数字限仕訳帳 文化八未年六月 狩野口. F8901/0854, S00522_001-089【74】
2. 奥田家文書**（嘉永 7, 1860 以降）嘉永七年 御用留 寅九月 5 「天城山御林内之儀ニ付而…」. 26001,30A【65】
3. 江川家文書（天保 10, 1839）天城山御用留 年々用「豆州天城山御林雜木伐透炭燒出御取締并御林境杭朽腐之分打直し方為御用被差出候ニ付取計方之儀伺候書付」. F6701/0171, S00582_038-042【196】
4. 奥田家文書（年代不明）寅三月 御林境目分間野帳写 狩野口. 26001,47A【201】
5. 同（安政 4, 1857）安政四年 天城山 御林境目再分間野帳書上 巳正月 仁科口. 26001,08B【201】
6. 同（年代不明）寅三月 御林境目分間野帳写 狩野口.
7. 同（年代不明）寅三月 御林境目分野帳写 仁科口.
8. 同（明治 8, 1875）明治八年 天城山境目御定杭打建再分間野帳写 戊十二月 仁科口.
9. 同（天保 9, 1838）天保九年 天城山御見分書上控帳 戌拾月廿九日. 26001,01B【61】

*静岡県伊豆の国市江川家所蔵、記号は国文学研究資料館伊豆韋山江川家文書データベースの請求番号と画像番号.

**静岡県西伊豆町奥田家所蔵、記号は静岡県史編さん収集資料検索システム詳細検索の家番号と資料番号.

【 】内は、東京営林局 1964ab 記載の資料番号.

引用文献

- 浅井潤子 (1970) 幕府御林山における林業生産-伊豆天城御用炭年季請負製炭について. 史料館研究紀要「文部省史料館」3:89-142
- 平井松午・野積正吉・渡辺 誠・出田和久・南出真助・水田義一・溝口常俊・安里 進・小野寺 淳 (2012) シンポジウム記事 近世期の測量絵図と歴史. GIS. E-journal GEO 7(1):90-93
- 飯島富五郎・河野哲夫 (1969) 伊豆天城御林孝 (序説). 東京教育大学演習林報告 1:31-54
- 井出雄二・黄バーナード永龍・指村奈穂子 (2013) 古文書に記録された 1811 年の伊豆天城山の森林状況.

東大演報 128 : 87-120

- 関東森林管理局 (2007) 第3次国有林野施業実施計画図 (伊豆森林計画区)
- 松崎利雄 (1979) 江戸時代の測量術. 科学総合出版
- 鳴海邦匡 (2007) 近世日本の地図と測量-村と「廻り検地」-. 九州大学出版会
- 帝室林野局編 (1915) 天城御料林. 帝室林野局
- 東京営林局編 (1964a) 伊豆林政史. 東京営林局
- 東京営林局編 (1964b) 伊豆林政史資料編. 東京営林局 (伊豆森林管理署蔵)
- 黄バーナード永龍・井出雄二 (2003) 天城川子沢モミ林の構造. 第114回日林学術講. 53

表-2. 寅三月 御林境目分間野帳写 狩野口 (表-1, A) より作成した作図のためのデータ (一部)

視点	測点	方位			高低角		上 下	斜距離 (間)	水平距離 (間)	東西成分 (間)	南北成分 (間)	座標 X (m)	座標 Y (m)		
		分	厘	換算°	度	歩									
	K001											0	0		
K001	K002	申	9	5	268.5	15	40	15.7	-	15	14.44274	-14.4378	-0.3781	-26.2505	-0.68739
K002	K003	申	7	3	261.9	27		27.0	-	21	18.71114	-18.5245	-2.6364	-59.9313	-5.48088
K003	K004	申	2	5	247.5	28		28.0	-	27	23.83959	-22.0249	-9.1230	-99.9766	-22.0682
K004	K005	申	9		267	31		31.0	+	31	26.57219	-26.5358	-1.3907	-148.223	-24.5967
K005	K006	未	1	5	214.5	34		34.0	+	30	24.87113	-14.0872	-20.497	-173.836	-61.8638
K006	K007	午	4		192	13		13.0	+	13	12.66681	-2.6336	-12.390	-178.625	-84.3911
K007	K008	午	5		195		0		25	25	-6.4705	-24.148	-190.389	-128.297	

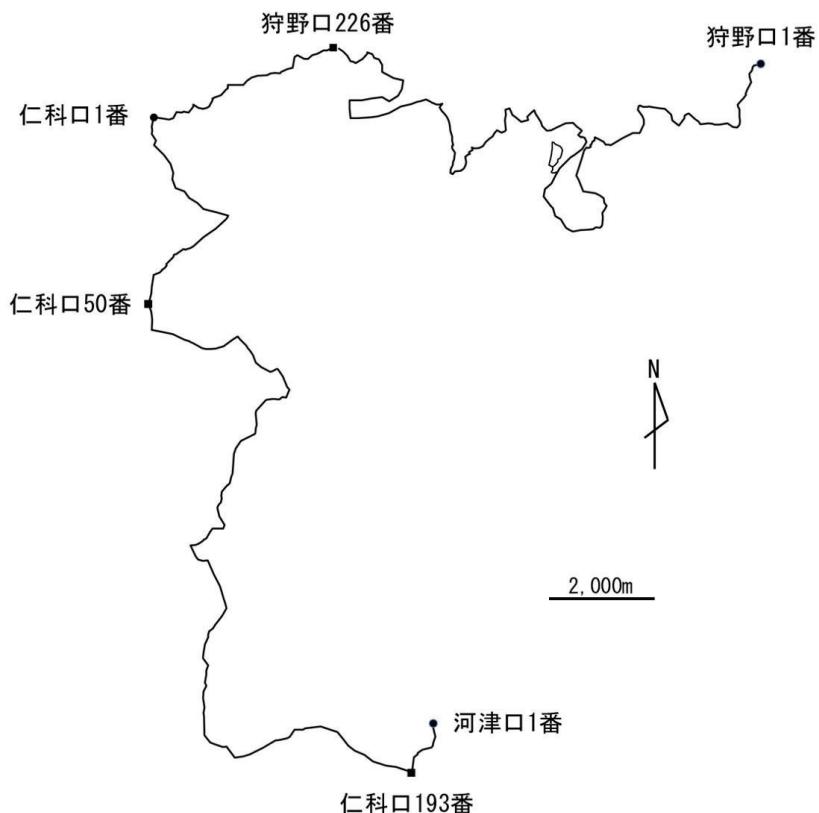


図-1. 分間野帳に基づき作図した天城山御林の狩野口および仁科口における御林の境界線測量図

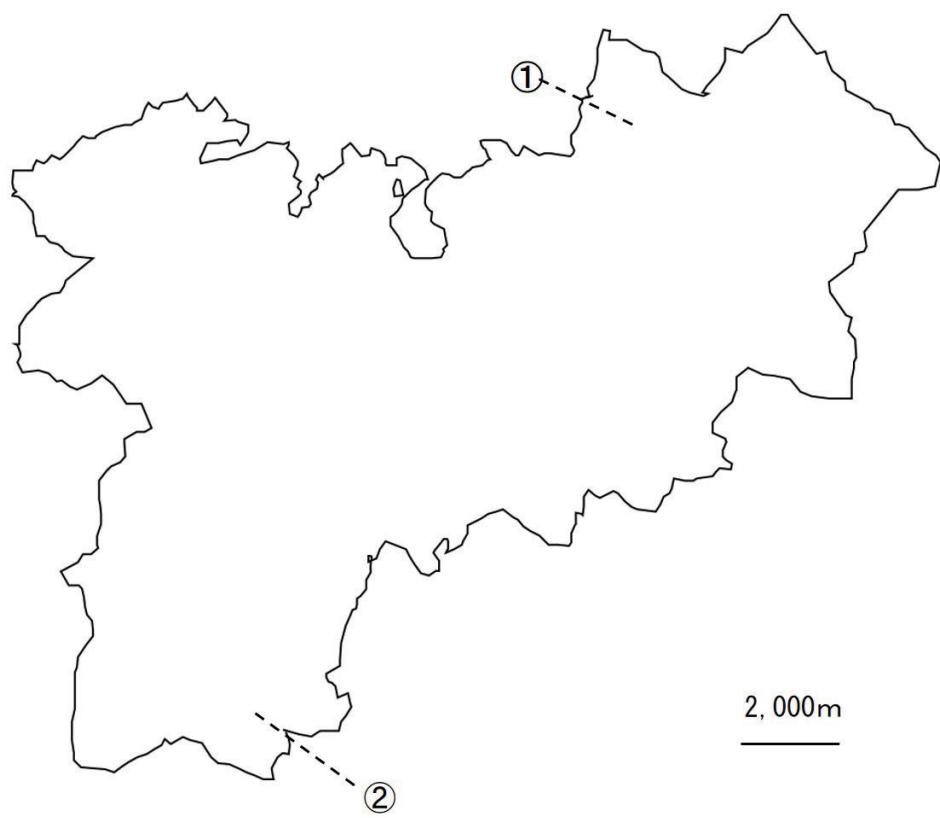


図-2. 大正4（1915）年の天城御料林の輪郭

帝室林野局（1915）の「天城御料林之圖」をトレース。①、②の破線は、図-1に対応する範囲を示す

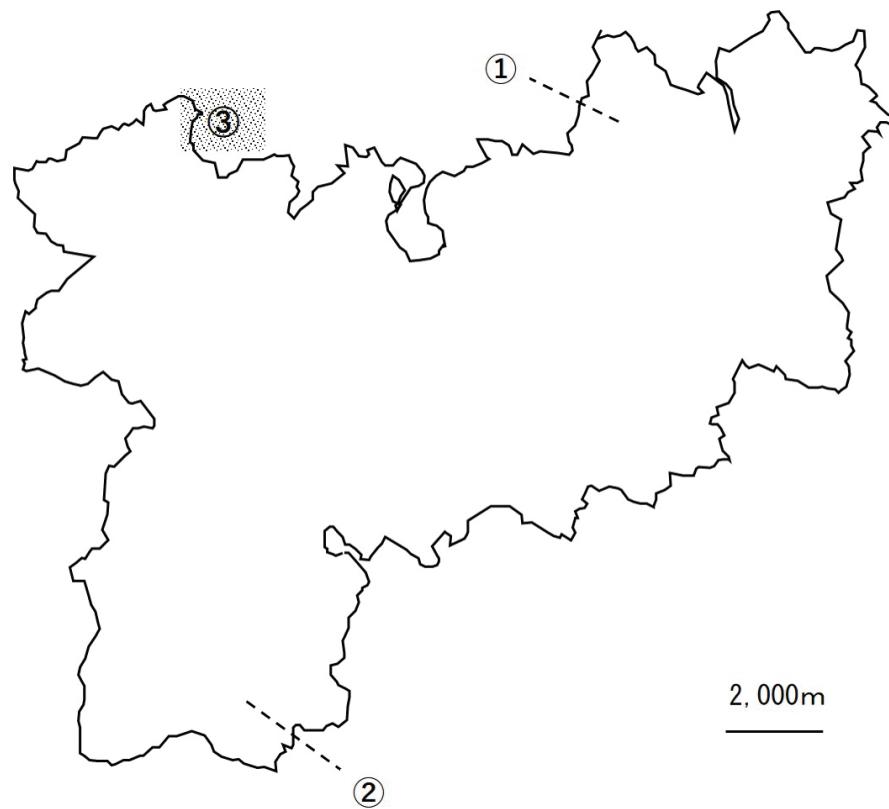


図-3. 現在の天城国有林の輪郭

伊豆森林計画区第3次国有林野施業実施計画図（関東森林管理局2007）をトレース。①、②の破線は、図-1に対応する範囲を示す。③は農地局移管により失われた部分



図一4. 分間野帳に記載された字名とその位置

字名の内aを付したものは史料9に、bを付したものは史料1にそれぞれ記載があるものを示す